スマートサービスによる Well-being の改善方策検討ワーキンググループ規則

(名称)

第1条 本会は「スマートサービスによる Well-being の改善方策検討ワーキンググループ」(以下「WG」という。)

(目的)

- 第2条 WGは、「スマートシティモデル事業等推進有識者委員会」(以下「有識者 委員会という。」の規約第7条に基づき設置する。
 - 2 WGは、スマートサービスを住民生活のウェルビーイング改善に結びつけるための課題等について検討することを目的とする。
 - 3 WGにおける検討結果に関しては、有識者委員会に報告するものとする。

(WGの委員及び任期等)

- 第3条 WG委員(以下「委員」)は3名以上とし、スマートシティに関する知見を 有し、公正中立の立場で意見できる者から都市局長が委嘱する。
 - 2 委員の任期は、1年以内とする
 - 3 委員は、再任することができる。
 - 4 委員は非常勤とする。
 - 5 委員の氏名及び職業は、公表を妨げないものとする。

(WG)

- 第4条 WGは、必要に応じて開催する。
 - 2 WGは非公開とする。
 - 3 WG資料および議事の概要は公開を妨げないものとするが、スマートシティモデル事業の推進等に影響を及ぼすことに留意するものとする。

(秘密を守る義務)

第5条 委員は、WGにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(WGの庶務)

第6条 WGの庶務は、国土交通省都市局都市政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるものの他、WGの運営に必要な事項は、WGに諮って定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

スマートサービスによる Well-being の改善方策検討ワーキンググループ

委員名簿 (五十音順、敬称略)

饗庭 伸 東京都立大学 都市環境学部 教授

秋山 祐樹 東京都市大学 建築都市デザイン学部 准教授

陰山 大輔 加古川市役所 企画部 政策企画課

重松 眞理子 一般社団法人不動産協会

鈴木 昌幸 岡崎市役所 総合政策部 デジタル推進課

中道 久美子 東京工業大学 環境・社会理工学院 特定准教授

村木 美貴 千葉大学大学院 工学研究院 教授

オブザーバー名簿 (五十音順、敬称略)

国土交通省 都市局

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

松村 秀弦 UR 都市再生部事業企画室